

教員養成フラッグシップ大学の指定の要件と審査の在り方について (たたき台)

1. 趣旨・目的

今後の社会変革に伴う教育革新の大きな流れを見据え、教師のICT活用指導力の向上、アクティブ・ラーニング、個別最適化をはじめとする Society5.0 に対応した、産業界とも連携し教員養成を先導するフラッグシップ大学を指定し、その研究開発を支援するとともに、成果を広く全国展開する。

2. フラッグシップ大学の指定の要件

(1) 指定の対象・範囲

- 大学における教員養成から学校現場での実装までの一体となった研究開発を行うため、教員養成を主たる目的とする学部・学科、教職大学院、附属学校（これに準ずる連携協力校も含む）を有する法人を対象とする。
- 原則として全学的な研究開発の取組のすべてを指定する。例えば、教職に関わる全学部、全附属学校、全教職大学院等で、充実したICT環境の下、次世代を意識した革新的な教育方法、教育課程等を追求する。全学的な取組と同時に、比較研究や特定のテーマ・分野（教科）を深めたい場合には、特定のコースのみを対象とする研究開発も可能とする。
- 比較研究や特定のテーマ・分野（教科）の取組については、他大学と連携し、共同することができる。ただし、責任体制や分担を明確にする。

(2) 指定期間

3～5年

(3) 指定の条件

- 教員養成機関としての高い実績があること。
- 産学間、大学間、教育委員会、学校等との連携・協働に関する実績や計画があること。
- 我が国の教員養成のネットワークの拠点となり、オープンイノベーションのプラットフォームとなり得る実績や計画があること。
- 研究開発計画全体が革新的であり、先端技術、科学的手法、外部人材等を広く深く活用する内容であること。
- 学長を筆頭にマネジメントやカリキュラムなどのスタッフに十分な実績があり、指導体制が充実していること。
- 計画を着実に遂行し、成果を検証するガバナンスやマネジメントの体制が戦略的に構築されていること。
- 研究成果を広く周知・発信・展開する計画があること。
- その他国が示した条件を満たす実績や計画があること。

3. 指定による規制の特例

- 国は、申請に当たり大学から相談された内容に応じて、必要な法令改正や各種基準の柔軟な適用を検討し、実施する。当面は次の2点（免許制度と教職大学院制度の特例）を想定している。
- 免許取得にかかる履修科目・事項やコアカリキュラムの在り方を研究し、実装することができるように、必履修単位数の範囲内において、研究開発課題に対応した特別の科目の開設・履修等（例えば STEAM 教育等の分野横断的な内容）の特例を認める。
- 教職大学院の多様なカリキュラムの在り方を研究し、実装することができるように、特定の者（例えば、校長、指導主事等）を対象としたコースについて、研究開発課題に応じて必修5領域の総単位数20単位を軽減し、その分は別の科目の履修等を可能にする。

4. 審査方法

- 指定の審査は、教員養成部会の下に委員会を新たに設置し、実施する。
- 審査は、書面審査、ヒアリング審査及び現地視察により行い、文部科学大臣はその結果に基づき、指定する。
- 想定されるスケジュールは次のとおり。

令和2年	省令や基準等の改正、公募の開始、予算要求申請〆切、指定の審査
令和3年	文部科学大臣による指定（令和2年度内） フラッグシップ大学としての準備事業等の開始
令和4年	本格的な研究開発の開始

5. 指定後の評価等

- 委員会は常設とし、毎年、研究開発の状況を確認する。
- 委員会の中間的な評価に基づき、フラッグシップ大学の事業計画の変更・改善、予算の増減、指定の取消、延長等を決定する。
- 委員会の評価に基づき、指定された大学は組織体制や管理運営の優良事例も含め積極的な全国展開を図るとともに、国は研究成果を深く検証し、今度の指定制度の在り方を見直す。

以上